

**情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに
行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う
総務省及び経済産業省共管省令の改正について**

令和元年 11 月

総務省統計局統計調査部経済統計課

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

1. 改正の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 16 号。以下「デジタル手続法」という。)により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されることに伴い、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正対象の省令

- ・ 経済センサス活動調査規則 (平成 23 年総務省・経済産業省令第 1 号)
- ・ 経済構造実態調査規則 (平成 31 年総務省・経済産業省令第 1 号)
- ・ 工業統計調査規則 (昭和 26 年通商産業省令第 81 号)

3. 改正事項

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び「第三条第一項」を引用している箇所をそれぞれ「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」及び「第六条第一項」に改め、「使用して」を「使用する方法により」に改める。

4. 施行期日

デジタル手続法の施行の日 (令和元年 12 月予定)